平成３０年（フ）第３９号
兵庫県西宮市前浜町２番８―515号
債務者　城所　彩子（旧姓永冨）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７０号
兵庫県芦屋市山芦屋町３番９号　ローザ山芦屋106、前住所大阪市淀川区三津屋北１丁目28番21号
債務者　吉田　　匡
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第７４号
兵庫県西宮市愛宕山12番13号　エントピア103号
債務者　月岡　雨喜
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目20番10号　大松プラザ403号
債務者　中島　　大
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８９号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾550番地８　呉郷団地1021号
債務者　後藤　志保
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３号
愛媛県宇和島市大浦甲1758番地
債務者　**廣**瀬　光男
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第４５号
大分市大字志生木485番地の６
債務者　片山　洋志
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５３号
大分市下郡山の手12番28号（カルム・コリーヌＡ201）
債務者　岡島　美和（旧姓円藤）
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第３５号
宮崎県日向市原町３丁目134番地
債務者　川﨑　智仁
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
　　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１３６号
宮城県大崎市古川大宮５丁目７番12号　コーポ遠藤Ｂ棟101号
債務者　遠藤　　謙
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
　　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
兵庫県宝塚市山本中２丁目４番11―302号、前住所兵庫県宝塚市売布３丁目15番31―221号
債務者　安田　英雄（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
兵庫県芦屋市山手町27番１―604号
債務者　石田　直之
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８５号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番５―102号
債務者　中口　　崇
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１１５号
兵庫県尼崎市食満５丁目５番１―102号
債務者　朝倉　知美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
　　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５号
奈良市帝塚山６丁目８番102号
債務者　清水　佳純
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１９号
奈良県天理市指柳町386番地２　パルミエ天理103
債務者　上野　永理
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
　　奈良地方裁判所